

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 居室の基準は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>ア 定員は、4人（乳幼児のみの居室の定員にあっては、6人）以下とすること。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士または管</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 居室の基準は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>ア 定員は、4人（乳幼児<u>（乳児または幼児をいう。以下同じ。）</u>のみの居室の定員にあっては、6人）以下とすること。</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士<u>（法第18条の29</u></p>

理栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(3)～(11) 省略

3～9 省略

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 従業者は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

(3)・(4) 省略

11 省略

12 健康管理等

(1)～(3) 省略

(4) 管理者は、第2号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄

に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）、栄養士または管理栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(3)～(11) 省略

3～9 省略

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 従業者は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

(3)・(4) 省略

11 省略

12 健康管理等

(1)～(3) 省略

(4) 管理者は、第2号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条

に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、管理者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における利用者の入所前の健康診断	入所した利用者に対する入所時の健康診断
利用者が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断
(新設)	

(5)・(6) 省略
13~23 省略
別表第2 省略

または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この号において「健康診断等」という。) が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、管理者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における利用者の入所前の健康診断	入所した利用者に対する入所時の健康診断
利用者が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した利用者に対する入所時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断</u>

(5)・(6) 省略
13~23 省略
別表第2 省略